

新型コロナウイルス感染症対策(インドネシア政府による入国規制の変更(政府通達
の発出:入国時の海外医療保険加入書提示の廃止))

令和4年6月9日
在スラバヤ日本国総領事館

●インドネシア入国に必要とされていた海外医療保険加入書の提示は不要になりました。

1. インドネシア政府の新型コロナウイルス対策ユニットは、6月8日付け通達(第19号通達への追加通達)を発出し、外国人の入国に係る規制を一部変更する措置を発表しました。この措置は、同8日から適用され、追って定められる期限まで有効とされています。

2. これにより、インドネシア入国に必要とされていた海外医療保険加入書の提示は不要になりました。

3. なお、インドネシア入国には、引き続き、出発の14日以上前に2回の接種を完了していることを示すワクチン接種証明書の提示が必要です(出発前PCR検査陰性証明書は不要。)

4. インドネシアにおける新型コロナウイルス対策のための措置は、突然変更される可能性があります。邦人の皆様におかれても、最新の関連情報の入手に努めてください。

(了)